

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの充実に経営の最重要課題の一つであると認識し、株主をはじめ従業員、ビジネスパートナー、お客さま、社会等のステークホルダーに対する事業活動を通じた企業価値向上を目指しております。経営環境の変化に対応し、企業価値を継続的に向上させるためにも、経営の健全性および透明性を高めるとともに意思決定の迅速化および経営判断の最適化を図るべく、体制を整備し、諸施策を適宜実行していくことが必要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、「ノーリツ コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、コーポレートガバナンス・コードに制定されている「特定の事項を開示すべきとする原則」を含む諸原則についての実施状況を記載しております。

「ノーリツ コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ホームページに掲載しております。

URL : <https://www.noritz.co.jp/company/csr/governance/20200326cggguideline.pdf>

なお、「原則1 - 4 政策保有株式」における現在の取組み状況について、以下のとおり補足いたします。

当社は、2015年コーポレートガバナンス・コード制定以降、政策保有株式の縮減について検討を進めており、適宜売却を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	2,303,100	4.53
株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.33
ノーリツ取引先持株会	1,936,609	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,759,100	3.46
株式会社長府製作所	1,520,000	2.99
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON	1,437,600	2.83
ノーリツ従業員持株会	1,363,115	2.68
太田 敏郎	1,350,100	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,303,600	2.56
ノーリツ得意先持株会	1,221,500	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12月
-----	-----

業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋秀明	他の会社の出身者													
小川泰彦	公認会計士													
正木靖子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

高橋秀明			1998年6月まで当社取引先金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。	<p>同氏は、金融機関における幅広い業務経験および会社経営者としての豊富な経験、ならびに当社の社外監査役の歴任を通じて得た当社の業務内容に関する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。</p> <p>また、当社の業務執行に対し、これまでも独立した立場から助言および監督する職責を果たしていることから、今後も取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上の実現に資すると判断しております。</p> <p>なお、同氏は当社取引先金融機関である株式会社三井住友銀行の出身者ですが、同行を退職し10年以上経過していること、および当社は同行の他複数の金融機関と取引を行っており、同行との取引額は当社の事業規模に比して多額ではないことから、同行の当社に対する影響度は希薄であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>
小川泰彦				<p>同氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地、ならびに当社の社外監査役および社外取締役の歴任を通じて得た当社の業務内容に関する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。</p> <p>そのため、監査等委員である社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことができると判断しております。</p> <p>なお、同氏は、独立性の基準および開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>
正木靖子				<p>同氏は、弁護士としての幅広い業務経験および法律に関する専門的見地、ならびに法科大学院教授および会社役員を歴任してきたことによる豊富な経験を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。そのため、監査等委員である社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことができると判断しております。</p> <p>なお、同氏は、独立性の基準および開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として適任であると判断しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に基づき、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する体制について協議し、当該体制を整備するよう取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して要請します。
- ・当該使用人への指示・命令・評価は監査等委員会が行います。
- ・当該使用人は、監査等委員会の職務補助を専任として行います。ただし、監査等委員会の同意を得て兼任させることができるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、および監査室は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合や監査への立会を含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を強化し、いわゆる三様監査(監査等委員会監査、内部監査、および会計監査)の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	1	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	1	1	0	社外取締役

補足説明

当社は、任意の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。いずれの委員会も、社外取締役1名、社外有識者1名および代表取締役社長の合計3名の構成とし、委員長は社外取締役としております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役3名全員を独立役員として指定しております。

また、当社は以下のとおり「独立社外役員選定基準」を定めております。

【独立社外役員選定基準】

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係

- (1)当社および関係会社(以下まとめて「ノーリツグループ」という。)の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人(以下まとめて「業務執行取締役等」という。)である者
- (2)独立社外役員就任前の10年間に於いて、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時に於いて当社の業務執行取締役でない取締役(以下「非業務執行取締役」という。)、監査役または会計監査人であったことがある者にあっては、それらの役職への就任前の10年間に於いて、当社の業務執行取締役等であった者

2. 株主との関係

- (1)当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主(以下「主要株主」という。)、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者
- (2)直近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者

3. 経済的利害関係

- (1)当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
- (2)ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者
- (3)ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者

4. 取引先企業および得意先企業との関係

- (1)ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者
- (2)ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社も

しくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者

5. 債権者との関係

- (1)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者(以下「大口債権者等」という。)、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
- (2)直近3年間に大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者

6. 専門的サービス提供者との関係

- (1)ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者
- (2)直近3年間に、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者
- (3)上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (4)上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者

7. 在任期間

当社において現在独立社外役員の取締役の地位にあり、かつその通算の在任期間が8年を超える者

8. 近親者

上記1.ないし7.までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族

9. その他

上記1.ないし8.までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年3月30日開催の第66回定時株主総会および2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとしての新株予約権の割当対象者は、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという目的上、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役および監査役の報酬等の総額を各々、開示しております。
第70期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く。)(8名) 224,902千円
取締役(監査等委員)(3名) 23,652千円
監査役(4名) 11,856千円

ただし、上記の取締役の人員および金額ならびに監査役の人員および金額には、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役4名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、株主総会の決議によって決定した上限額の範囲内で、取締役会の決議によって各取締役の地位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき決定しております。

また、2020年より代表取締役社長、取締役および執行役員を含めた役員における報酬体系を見直し、役員の報酬額と連動する新たな評価制度を導入いたしました。

なお、当社は株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)を対象とした株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

各役員の報酬額については、事前に報酬諮問委員会において各役員の評価結果を踏まえた審議、および外部機関の調査による同業または同規模の他企業との報酬水準を比較することによって客観性および妥当性を確保した上で、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

- ・社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)
取締役会の事務局を担当する経営企画室のスタッフがサポートを行う体制を整備しております。
- ・監査等委員である社外取締役
監査等委員会の事務局を担当する監査等委員会室のスタッフがサポートを行う体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【コーポレートガバナンス体制の概要】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方で、コーポレートガバナンスの実効性を確保するため、独立役員の社外取締役を3名選任するとともに、監査等委員である取締役による適正な監査および監督を行うことができる経営体制を整備しております。

また、重要な意思決定に関する事項については、取締役会に付議または報告することを取締役会規程および職務権限規程に定めております。

【取締役会および取締役】

当社の取締役会は、6名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および3名の監査等委員である取締役で構成し、毎月開催される定時取締役会や必要に応じて開催される臨時取締役会において、中期経営計画の実現に向けた戦略および課題に関する重要事項について意思決定を行っております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選定については、サクセッションプランに基づいたガイドラインを策定することで、選定プロセスを確立しております。具体的には、以下の選定基準を踏まえた評価、および指名諮問委員会における当該評価結果の審議を行った上で、取締役会において決定しております。

<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選定基準>

【人物像】自社の社会的使命を踏まえ、経営・事業を適切に方向付ける。

【4つの基本要件】

- ・倫理観:社会的責任、ブランドの観点で持続・革新発想を持つ。
- ・対話力:変革の意味・意義を語り合い、全社一丸に貢献する。
- ・構想力:経営的な視野での実行条件を率先して整える。
- ・突破力:適切な方向への抵抗要因を打破し社を前進させる。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期については1年としております。

【監査等委員会】

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役で構成し、毎月開催される定時監査等委員会で、取締役会に上程される議案を事前に審議してまいります。

また、監査等委員である取締役は、業務執行の監査および監督に止まらず、株主からの受託者責任と考える中長期的な企業価値向上を図るために、取締役会においても能動的、かつ積極的に意見を述べてまいります。加えて、内部監査部門および会計監査人との連携ならびに、常勤監査等委員である取締役の取締役会以外の重要会議体への出席等を通じた情報収集を行うことで、監査等委員会による監査および監督の実効性をさらに高める体制を整備してまいります。

【指名諮問委員会・報酬諮問委員会】

当社は、任意の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。いずれの委員会も、社外取締役1名、社外有識者1名および代表取締役社長の合計3名の構成とし、委員長は社外取締役としております。

指名諮問委員会においては、代表取締役および取締役の選解任案に関する事項を審議し、取締役会に答申しております。

報酬諮問委員会においては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬案の妥当性等を審議し、取締役会に答申しております。

なお、2019年は、サクセッションプランおよび、役員報酬額と連動する評価制度について、審議しております。

【取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の実効性に関する自己評価を実施し、その評価結果の概要について開示しております。

2019年12月に実施した自己評価については、在任するすべての取締役計9名に対してアンケートを実施することにより行っており、主なアンケートの項目は、取締役会の運営状況(議題設定、資料の内容や配付)、社外役員への情報提供等としております。その後、アンケートの回答内容をもとに取締役会において意見交換および課題の抽出を行い、今後の取組みについて審議いたしました。

取締役会の実効性に関する評価の結果、取締役会の運営状況(議題設定、資料の内容や配付)および社外役員への情報提供などの面において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。一方、取締役会の実効性をさらに高めていくために取り組むべき課題として、次のような意見が出ております。

- ・将来の企業価値向上を見据え、ESGに関するテーマを含めた中長期視点での議論の継続実施
- ・取締役会での審議充実を目的とした運営方法の見直しと他の会議体運営の改善
- ・コーポレートガバナンス・コードに沿ったさらなる議論の充実

当社取締役会は、今回の実効性についての評価レビューに基づく課題に対し、取締役会のさらなる実効性向上のために必要な取組みを実施し、改善に努めてまいります。なお、当社は今後も取締役会の実行性評価を定期的実施することを予定しており、より良いコーポレートガバナンスの実現を目指してまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

当社は、社外取締役の複数名選任ならびに任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会の設置などにより、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今後さらにコーポレートガバナンスの実効性を高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

本移行を通じて、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与すること等により、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに、意思決定の迅速化および中長期視点の議論の更なる充実を実現してまいります。

取締役会につきましては、独立役員である3名の社外取締役を選任することで、取締役会の社外取締役比率を3分の1としております。これにより、取締役会の独立性を確保し、経営判断の合理性を確保するとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。また、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)においては、取締役会における議論に積極的に貢献するために、定時取締役会前に開催される監査等委員会に出席し、取締役会議案の事前検討および情報交換を行っております。また、任意の諮問機関として、社外取締役1名、社外有識者1名および代表取締役社長の計3名で構成する指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図っております。

監査等委員会につきましては、3名の監査等委員である取締役を選任することで、独立した立場から業務執行の監査および監督を行ってまいります。また、常勤監査等委員である取締役は、一部関係会社の監査役を兼務することなどによって、グループ全体の経営も監視することができる体制となっております。加えて、監査等委員会には監査室および総務法務部が出席し、監査室は随時内部監査状況の報告を、総務法務部は適宜社内発生した報告すべき事象の報告をそれぞれ行っております。

会計監査については、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の財務諸表監査を受けております。監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査等委員会からも会計監査人に対して監査等委員会の監査計画を説明いたします。会計監査人の監査結果については、定期的に報告を受け、情報交換および意見交換を行い連携を図ります。また、必要に応じて監査等委員である取締役に会計監査人の監査に立ち会う等、会計監査人から適宜、監査に関する報告を受けることができる体制を整備しております。

以上により、当社におけるコーポレートガバナンスの実効性が確保できると判断し、現体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案を十分に検討できるよう、株主総会開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンおよび携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所のサイトおよび議決権電子行使プラットフォームのサイトに招集通知(要約)の英文を掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知等の株主総会関連書類を招集通知発送日前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報入手できるように、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、中間決算および本決算発表時に決算説明会を開催し、決算実績および事業概況、今後の経営戦略等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトに、決算短信、株主通信、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ノーリツグループ行動基準」に当社のステークホルダーに対する行動基準を定め、グループ従業員への周知徹底を図っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

【経営とCSRの融合】

ノーリツグループは、ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて社会の要請と期待を感じ取り、事業戦略に沿った経済的価値、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献する社会的価値、ノーリツらしさを追求するブランド価値の3つを深く融合した事業活動を進めていきます。これら3つの価値を拡大し融合していくために、企業価値創造の源泉であるQ+ESGを磨き向上し続けます。これらの取り組みを通じて、「すべてのステークホルダーの笑顔と感動、すなわち「新しい幸せを、わかすこと。」を実現していきます。

また、委員長を代表取締役社長としたCSR委員会を設置し、CSRに関連する課題について審議および決定しています。なお、CSR委員会は年2回開催しております。

【ステークホルダーダイアログ】

ステークホルダーの皆さまのご意見を事業活動に反映し、社会の継続的発展とノーリツグループの持続的成長に繋げるため、ESG各分野における有識者と社内取締役によるステークホルダーダイアログを毎年実施してまいりました。長期視点でのノーリツグループの経営課題やマテリアリティの進捗評価など、サステナブルな経営に向けた重要なプロセスとして捉えております。

【グローバル・コンパクトへの署名】

当社は、2012年12月に「国連グローバル・コンパクト」に賛同、署名しました。グローバル・コンパクトの4分野10原則やSDGsに則り、社会と企業がともに持続的な成長を実現するため、企業理念や世界的な枠組みに基づいた活動を進めてまいります。

【環境の取り組み】

当社は、2009年にガス・石油機器業界で初めて「エコ・ファースト企業」の認定を受け、家庭使用時のCO2排出量を2020年までに事業所が排出するCO2を対2013年比で12%削減する等、環境への取り組みについて社会と5つの約束を設けております。

また、ノーリツのガス・石油給湯機器は、国内で約2,000万世帯のお客さまにご使用いただいております。その製品のライフサイクルを通じて日本の年間CO2総排出量の約1.6%にあたる約1,979万tonを排出しております。そのため、高効率温水機器（潜熱回収型、ハイブリッド給湯・暖房システム等）と創エネルギー機器（太陽熱利用機器等）の開発と普及に積極的に取り組み、2020年までに、お客さま使用時のCO2を300万ton以上削減貢献することを目指してまいります。（海外輸出品含む、2000年比、使用期間10年換算）

数値に関しては、ビューロベリタスジャパンによる第三者保証を受けています。

その他、当社のCSRに関する取り組みにつきましては、ホームページをご確認下さい。
<https://www.noritz.co.jp/csr.html>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築に関する基本方針

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
 - 2) 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
 - 3) 当社グループの各部門長をコンプライアンス責任者とし、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
 - 4) 法務担当部門が、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
 - 5) 内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
 - 6) 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録の法定作成文書をはじめ、当社委員会・会議等の各議事録、決裁書類等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「取締役」という。）の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。
 - 2) 当社の重要情報については、「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループは、「品質保証委員会」および「CSR委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。
 - 2) 「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
 - 3) 監査担当部門が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
 - 2) 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
 - 3) 執行役員制度を導入することにより経営の意思決定および監督、職務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 当社子会社の取締役は、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件等が発生、または発生を予見した場合、「関係会社管理規程」などの社内規程に基づいて、直ちに関連当事者および関連部門へ報告する。
 - 2) 当社子会社の取締役は、営業成績、財務状況、および「関係会社管理規程」などの社内規程に定められたその他重要な情報につき、定期的に関連当事者または関連部門へ報告する。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - 1) 経営企画部門は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行い、当社子会社の経営を支援する。
 - 2) 当社子会社は、当社と協議して決定した戦略に基づき、政策立案・活動をする。
 - 3) 当社子会社に対する支援業務および管理業務は、「関係会社管理規程」に基づき、所定の当社部門が行う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
 - 1) 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置く。
 - 2) 監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補助する期間および必要人数を確認し、適任者を選定した後、監査等委員会の承認の上で当該使用人を任命する。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性、並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に基づき、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制について協議し、当該体制を整備するよう取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して要請する。
 - 2) 当該使用人への指示・命令・評価は監査等委員会が行う。
 - 3) 当該使用人は、監査等委員会の職務補助を専任として行う。ただし、監査等委員会の同意を得て兼任させることができる。
- (9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
 - 1) 監査等委員である取締役は、取締役会以外のその他重要会議への出席権限を有し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員である取締役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査等委員である取締役に報告する。また、監査等委員会は必要に応じ、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に対して報告を求めることができる。
 - 2) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制の整備を要請する。

- 3)「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、企業倫理担当役員は、ノーリツグループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜監査等委員会に報告する。
- (10) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
 - 2) 当社グループ全体のコンプライアンス違反を通報した者は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、不利益な処遇、不当な処分を一切うけず、不利益な処遇、不当な処分を行った者は、就業規則により懲戒に処する。
- (11) 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、職務上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上しておくことが求められ、緊急又は臨時に支出した費用であっても、事後において償還を請求することができる。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査担当部門とは適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

(1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社の対応統括部署は総務法務部とし、不当要求防止責任者は企業倫理担当役員(CCO)としております。

(2) その他

当社は、企業防衛対策協議会に加入し、定期的に警察関係者から情報を入手するとともに会員企業との情報交換を実施しております。また、「危機管理規程」における企業リスクの一つとして「企業脅迫」を定め、企業リスク発生時の対応フローを取り決めております。さらに、コンプライアンス教育の中で、「ノーリツグループ行動基準」をベースとして、当社グループの役員および従業員へ徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の支配に関する基本方針として大規模買付ルールを導入しております。大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から取締役会に対する情報提供を要求し、それに基づき取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上、それらを踏まえて株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認めるというものであり、取締役会および取締役の保身を目的とするものではありません。また、取締役会の判断の客観性および合理性を担保するために、取締役会から独立した特別委員会も設置しており、適正な手続も確保されております。

当社は、当社株式が公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を速やかに開示いたします。その際には、株主の利益を尊重し、株主が公開買付に応じることを妨げません。

当社の大規模買付ルールの詳細については、2019年2月13日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」(当社ホームページ https://www.noritz.co.jp/company/news/assets/20190213_2ip5_3.pdf)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・コーポレート・ガバナンス体制の模式図

別紙(参考資料)【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】をご参照ください。

・適時開示体制の概要

(1) 適時開示に対する基本姿勢ならびに社内体制について

当社では、当社グループが定める「ノリツグループ行動基準」に基づき、コンプライアンスへの対処として、制度上開示義務がある情報だけではなく適時に積極的に開示することとしております。また、コンプライアンス確立の責任者として企業倫理担当役員(CCO)を設置しております。適時開示の社内体制としては、当該CCOである経営管理本部長が情報取扱責任者であり、重要事実のうち決定事実および発生事実についてはコンプライアンスの担当部署である総務法務部が、また決算内容については財務部が、それぞれ情報開示取扱担当部署となっております。

(2) 適時開示の判断部署および情報伝達ルートについて

・決定事実

取締役会事務局である経営企画室に提出された取締役会への上程申請を、適時開示の要否につき総務法務部と協議し、適時開示必要案件については情報取扱責任者である経営管理本部長が社長に報告の上、取締役会決議後直ちに開示できるよう総務法務部が証券取引所への開示手続を行います。また、コーポレートコミュニケーション部は当該事案に関するニュースリリースを作成し広報手続を行います。

・発生事実

CCOである経営管理本部長に報告、通知された発生事実については、その受付窓口である総務法務部に重要事実への相当、適時開示の要否を検討の上、経営企画室、財務部と協議し、適時開示必要案件については取締役会への上程手続を行うとともに、情報取扱責任者である経営管理本部長が社長に報告の上、取締役会決議後直ちに開示できるよう総務法務部が証券取引所への開示手続を行います。また、コーポレートコミュニケーション部は当該事案に関するニュースリリースを作成し広報手続を行います。

・決算内容

決算短信、四半期決算短信については、財務部がこれを作成し、経営管理本部長は取締役会への上程手続を行うとともに、情報取扱責任者として社長にこれを報告の上、決議後直ちに開示できるよう財務部が証券取引所への開示手続を行います。また、コーポレートコミュニケーション部は当該事案に関するニュースリリースを作成し広報手続を行います。

(3) 適時開示に係る社内体制の有効性のチェック機能について

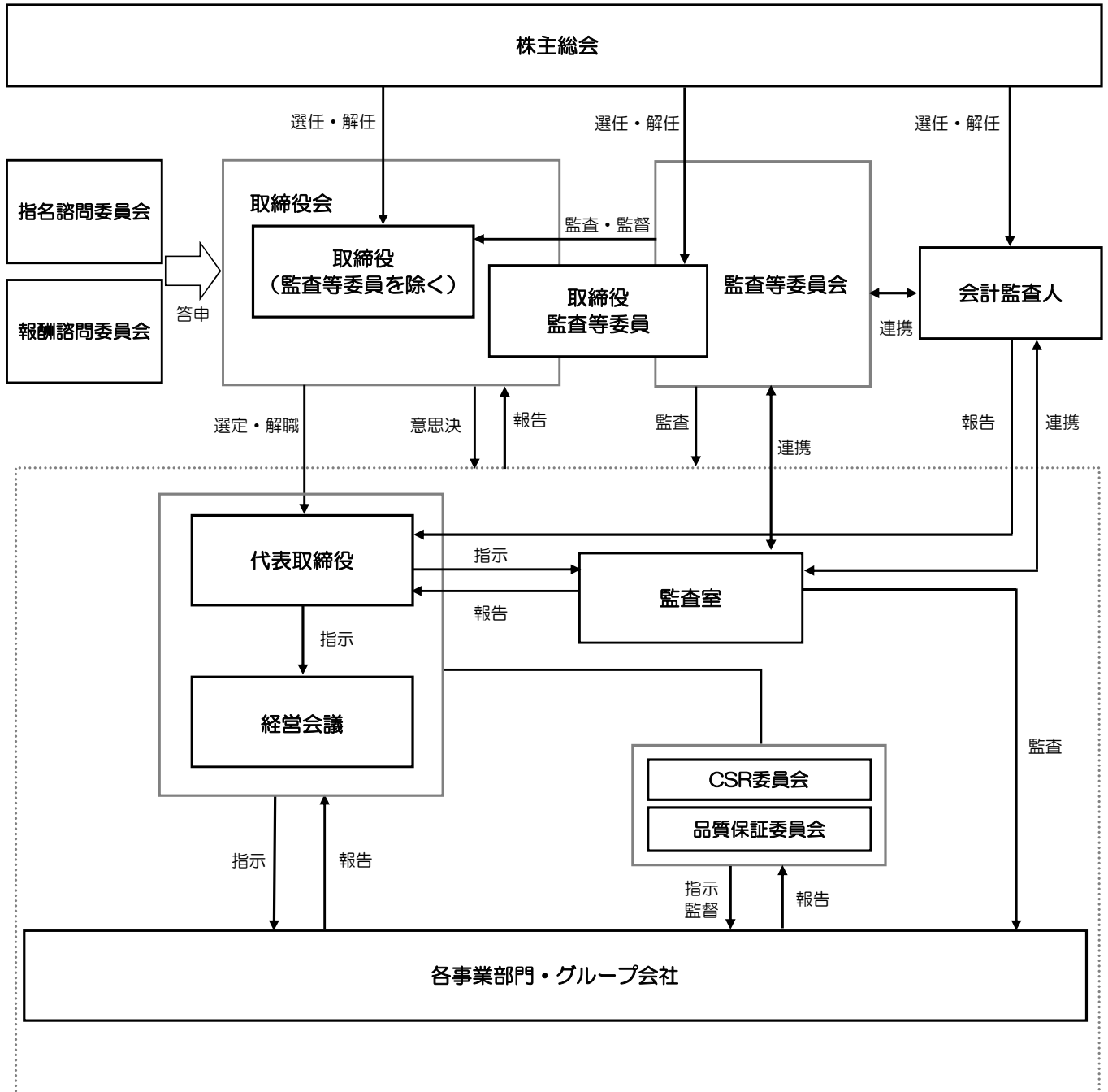
監査等委員会、取締役会において適時開示の必要性について監査・監督しております。

また、社長の直轄部署である監査室が、内部監査により重要事実の適時開示についてそのプロセスも含み定期的に監査を行います。監査結果については社長はじめ各役員に報告し、問題点についてはその改善を指示し、改善実施状況を確認いたします。

(4) 適時開示体制の模式図

別紙(参考資料)【適時開示体制の模式図】をご参照ください。

(参考資料) 【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



(参考資料) 【適時開示体制の模式図】

